# 第8次福島県医療計画の基本的事項について

## 1 名称

「第8次福島県医療計画」とする。

#### 2 計画の位置づけ

- 医療法第30条の4第1項に基づく法定計画であり、本県の**医療** 分野の基本指針となるもの。
- 福島県総合計画の部門別計画「福島県保健医療福祉復興ビジョン」 のもとに策定される個別計画。

### 3 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

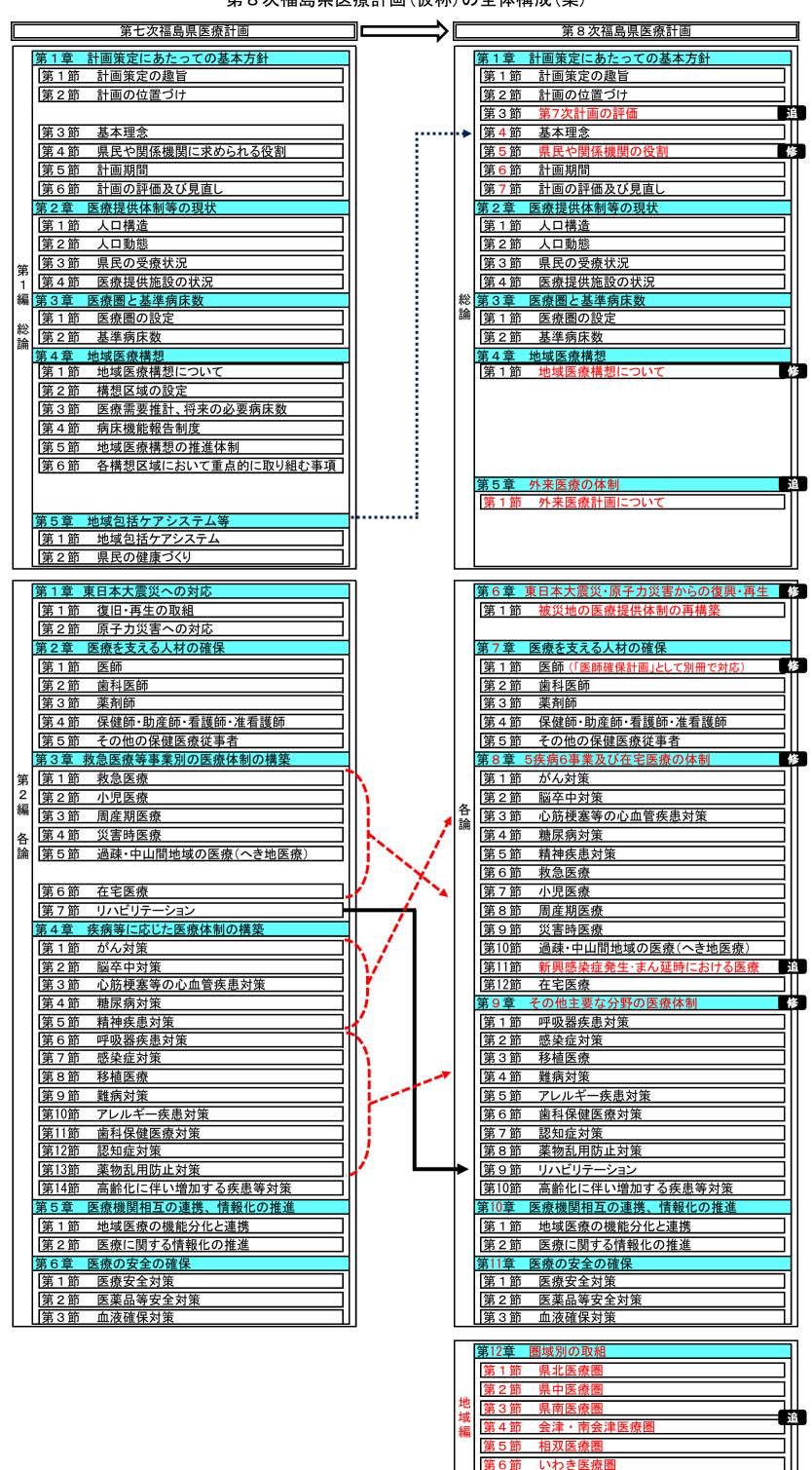
### 4 基本的事項

- 二次医療圏については、人口規模・患者流出入の状況、地理的・ 社会的状況等も考慮し、**現行の医療圏のまま**とする。
- 基準病床数については、第7次計画策定時と同様、二次医療圏ご とに医療法施行規則に規定する算定式に基づいて算定する。
- 「地域医療構想」、「外来医療計画」及び「医師確保計画」については、医療計画の一部ではあるが、医療計画と計画期間が異なるため、別冊として取り扱うものとする。
- 地域医療構想について、国は2025年まで見直しをしない方向性を示しており、現行の地域医療構想の枠組みを維持しつつ、各医療機関の病床転換等の自主的な取組を推進していく。
  - ※ 2026年以降の地域医療構想については、国において 2024年までに検討することとされている。
- 「新興感染症発生・まん延時における医療」については、感染症 法改正に基づき改正予定の感染症予防計画の内容を基本とする。
- 感染症予防計画のほか、並行して改定を進める健康医療・介護福祉分野等の関連計画とも、整合性を図りつつ、一体的に考え計画を 策定する。(別表「概念図」参照)

#### 5 構成に関する主な変更点

○ 医療法改正に伴い医療計画に新たな「新興感染症発生・まん延時 における医療」を追加することとなったことを踏まえ、主要項目を 5疾病5事業及び在宅医療から5疾病6事業及び在宅医療に変更す る。

- 医療体制の構築については、「5疾病6事業及び在宅医療」と 「その他主要な医療分野」に分ける。
- 二次医療圏ごとの現状・課題・対策等を内容とする「**地域編」を 追加**する。
- 〇 「第1編」、「第2編」による区分けを廃止し、「章」による一連の形で整理する。
- 前計画(第7次計画)の評価の節を追加する。(第8次:第1章 第3節)
- 「地域包括ケアシステム等」(第7次:第1編第5章)の内容については、各疾病・各事業の広範囲にわたる考え方であり、各施策にも広く関係することから、計画の基本理念(第8次:第1章第4節)に含める形で整理する。
- ※ 今後の具体的内容の検討を踏まえ、節の名称や順序等については、 柔軟に対応することとする。



# 第8次医療計画策定に係る今後の想定スケジュール(案)

- ○関係課への素案の確認依頼 【~12/6 期限で実施中】
- 〇医療計画素案のパブリックコメント 【12/13頃~1/15頃】
- ○医療審議会委員への意見照会 【12/13 頃~1/12 頃】
- ○関係団体への意見照会 【12/14 頃~1/12 頃】
- ○関係課への修正・確認依頼 【12/22 頃~1/12 頃】
- ○最終案取りまとめ作業(地域医療課) 【~1/19頃】
- ○最終案の関係課確認 【1/22 頃~1/26 頃】
- ○最終案の医療審議会保健医療計画調査部会長確認 【1/22 頃】
- ○医療審議会保健医療計画調査部会(書面)【1/23頃~1/29頃】
- ○医療審議会委員へ資料事前送付 【1/31 頃】
- ○医療審議会開催 【2月初旬で日程調整中】